

今年の国民健康保険税率などが変わります

平成25年度の

国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者（被保険者）の皆さんが病気やけがをした時の医療費などに使われる大切な財源です。

津別町の平成24年度1人当たり医療給付費は約29万7千円で、平成23年度と比較すると4・6%増しました。

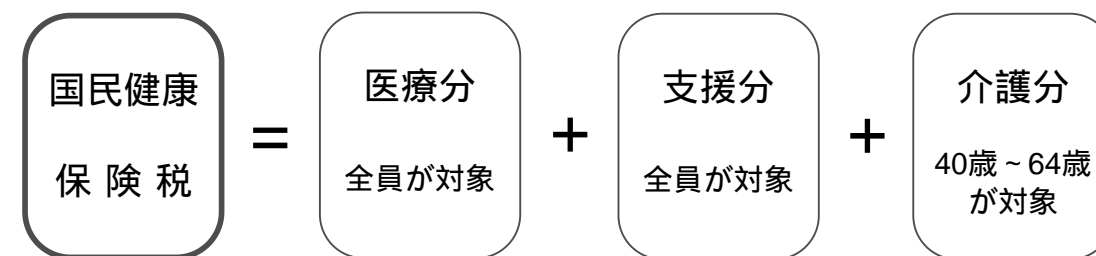
原因は、高額な医療が必要な方が前年より増加したことで、主な病名としてはガン、脳疾患、虚血性心疾患となっています。

その中で近年の医療費の増加に伴う町の国保基金減少などにより、国民健康保険事業の運営が厳しくなり国民健康保険税の税率等を引き上げざるを得ない状況となりました。皆さんの健康を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成25年度の保険料の納付書につきましては6月中旬に発送予定ですのでよろしくお願います。

< 国民健康保険税の構成 >

国民健康保険税は、「医療分」と後期高齢者医療を支える「支援分」と介護保険を支える「介護分」の3つで構成されています。



平成25年度国民健康保険税の税率改定一覧表

	所得割額	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
	加入者の前年所得から計算した課税総所得金額	加入者の当年度固定資産税【土地建物】	加入者1人につき	加入世帯1世帯につき	1世帯当たりの年間最高納付額
国民健康保険税【医療保険分】	53% 68%	30.0% (変更なし)	24,200円 24,700円	21,700円 24,700円	510,000円 (変更なし)
後期高齢者支援分	1.05% 1.55%	82% (変更なし)	5,800円 6,800円	5,400円 6,400円	140,000円 (変更なし)
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400円 (変更なし)	5,600円 (変更なし)	120,000円 (変更なし)

国民健康保険税増減比較表

世帯構成	旧税率年税額	新税率年税額
2人家族(70代) 所得額 330,000円 固定資産 16,500円	32,300円	34,400円 (2,100円増額します)
2人家族(30代) 所得額 250万円 固定資産 54,800円	245,700円	296,200円 (50,500円増額します)
4人家族(50代) 所得額 400万円 固定資産 60,900円	458,200円	541,600円 (83,400円増額します)

国民健康保険税の軽減
天災や失業等特別な事情がある場合において、国保税の納付が著しく困難と認められるときは、減免の適用を受けられる場合があります。

国民健康保険税の軽減
前年所得が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割に軽減されます。
加入者が未申告の場合は、軽減の適用にはなりません。
所得がない方や扶養されている方も申告が必要となります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成25年度の保険料等について～

6月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 47,709円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成24年中の所得 - 33万円)} \\ \times 10.61\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

年間の保険料限度額は55万円が上限です。

所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、役場後期高齢者医療担当にお問い合わせください。



保険料のお支払いが困難な場合は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601

保健福祉課 健康医療グループ
後期高齢者医療担当
☎76-2151(内線229)